

ふじみ野市スポーツ協会

スポーツ指導者育成支援補助金交付規程

(趣 旨)

第1条 ふじみ野市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という）は、スポーツ人口の拡大を図るための指導者の育成を支援するため、新規資格取得に要する経費の一部について補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助の対象となる事業は、(公財)日本スポーツ協会が定める指導者育成関係事業実施概要に規定する次の講習会とし、補助の対象となる経費は、当該講習会の参加料とする。

- (1) 指導員養成講習会（共通科目Ⅰ・日本放送協会学園・指導員）
- (2) 上級指導員養成講習会（共通科目Ⅱ・都道府県スポーツ協会・上級指導員）
- (3) ジュニア指導員養成講習会（共通科目Ⅰ・日本放送協会学園・ジュニアスポーツ指導員）
- (4) 専門科目カリキュラム[上記(1)～(3)内のカリキュラム・都道府県スポーツ協会、日本スポーツ協会]

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内において、10,000円または講習会参加料の1/2のいずれか低い方の額とする。

(補助金の申請資格)

第4条 補助金の申請資格は、スポーツ協会加盟団体（以下「加盟団体」という）に登録した市内在住・在勤・在学者とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、加盟団体を通じ加盟団体会長名で、スポーツ協会会長（以下「会長」という）に申請すること。

2 申請に必要な書類は、スポーツ指導者育成支援補助金交付申請書（様式第1号）と当該講習会開催要項及び資格取得が分かる書類の写しを提出すること。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請を受けた場合は、役員会において当該申請に係る書類を審査し補助金の交付の可否を決定し、その後に開催される理事会においてその旨を報告する。

2 会長は、前項の規程により補助金の交付を決定したときは、スポーツ指導者育成支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知し、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第7条 会長は、前条の規程による補助金の交付を行った後において、当該申請の虚偽等が明らかになった場合は、期限を定めて当該補助金額の返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の規程により補助金の返還を命ぜられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

（書類の整備及び保管）

第8条 申請者は、当該補助金に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

附則：この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則：この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則：この規程は、令和3年4月1日から施行する。